

■ 用語の説明

用語	解説	備考
①美しい国づくり大綱	国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換することとし、平成15年7月に国土交通省がその取組の方針を「美しい国づくり政策大綱」としてとりまとめたもの。	出典：国土交通白書 2005
②景観緑三法	「景観緑三法」とは「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」を言う。これらの法律は平成16年12月7日に施行された。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
③緑地環境整備総合支援事業	都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保に対し、総合的な支援を行う制度。	出典：社団法人 日本公園緑地協会 パンフレット
④首都圏都市環境インフラのグランドデザイン	長期的にめざすべき首都圏の自然環境の保全・再生・創出の考え方、方策、取り組みの方向を示したもので、行政及び関係する各種団体などが共有する目標像として、自然環境の総点検等に関する協議会により、平成16年3月にまとめられたもの。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑤三浦半島公園圏構想	神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的としている。(平成18年3月策定予定)	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑥地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用される制度。土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく緑地をいう。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑦特別緑地保全地区	地域制緑地のひとつ。都市内に残された緑地を、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採など一定の行為を許可制とし、現状凍結的に保全する制度。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあり、さらに、管理協定制度的により、土地所有者の管理の負担を軽減することができる。	出典：社団法人 日本公園緑地協会 パンフレット
⑧保全配慮地区	都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全に重点的な配慮を加えるため、緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区（将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです）で、緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者はじめ市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。保全配慮地区は、地区の設定により、緑地の凍結的保全や、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画
⑨市民緑地	地域制緑地のひとつ。土地所有者と地方公共団体等が緑地を市民に公開する契約を締結することによって、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進し、緑の保全を推進する制度。土地所有者には相続税の評価減（契約期間20年以上の場合）等のメリットがある。	出典：社団法人 日本公園緑地協会 パンフレット
⑩緑地管理機構	都道府県知事が緑地管理機構として認定した NPO 法人等の団体が、地方公共団体に代わって緑地保全地区の土地の買入れや管理、市民緑地の管理等を行うことができる制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全に対する取組を推進することができる。	出典：社団法人 日本公園緑地協会 パンフレット
⑪都市公園	都市公園法に規定されている公園。都市公園には、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や国が設置する公園などの種類・種別がある。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑫風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的として、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する公園。	出典：都市計画運用指針、都市公園法施行令

用語	解説	備考
⑬総合公園	都市公園のひとつ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヵ所当たり面性10～50haを標準として配置する。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑭生物多様性	生物は、進化の過程で、様々な環境に適応し、他の生き物と関わりながら多様に分化している。生態系は、地域の特性に応じて、多くの生物種が、複雑なバランスの下で共存することによって、成り立っているが、この多様な生物の世界を「生物多様性」といい、大きく分けて3つのとらえ方がある。健全な自然の生態系を維持するためには、そのどれもがきちんと保たれる必要がある。 ① 生態系の多様性 ：海・山・川、地球上に生物の生息していない場所はない。それぞれの場所には、その自然環境に応じた生態系がある。 ② 種の多様性 ：種は、生物を分類するもっとも基本的な単位である。それぞれの種は、環境に適応して進化を遂げ、現在の生態系を支えているが、種が1つ欠ければ、生態系全体のバランスも崩れてしまう。 ③ 種内の多様性 ：同じ種でも、地域によって体形や行動などの特徴が少しずつ違うが、このような差は、地形などの条件によって集団が隔離され、集団間での繁殖が阻害されることによって現れる。長い時間を経ることによって、新しい種へと変化していく第一歩ともいえるが、こうした違いがあることで、生物は環境の変化などに対抗する力を蓄えているといえる。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑮里 山	都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林帯をいう。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑯二次林	自然林の伐採・火入れなどによって人間が二次的につくりだした雑木林。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される里山の林をいう。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑰谷 戸	台地・丘陵地の内部に向かっていく筋もの谷が入り込んでいる場所の地形をいう。	出典：H18年鎌倉市緑の基本計画の用語解説
⑱薪炭林	薪や木炭の原木を採取するため管理、育成されている森林。ふつつ伐り倒した切株から出る萌芽を成林させる樹林をいう。	出典：環境教育辞典
⑲モニタリング調査	地域の自然環境の状況について継続的、あるいは定期的に調査を実施することをいう。	農林水産省用語検索HP
⑳トラスト基金	自然環境の保全を目的として、貴重な緑の買入れや借入れ等を行うため、企業や個人からの寄附や行政の資金などを積み立てている基金。	参照：財団法人かながわトラストみどり財団HP
㉑マント群落	林縁の低木・つる植物からなる群落の総称。	出展：生態学辞典 築地書館株式会社発行
㉒ 保全と保護	保 全：自然・資源・環境などをよい状態に保つこと。自然・資源を合理的かつ上手に利用すること。 ：自然資源の合理的な利用、自然を利用しつつ守ろうとすること。 保 護：自然を人為などの外圧から自然を守ること。 ：自然を保存するために人為などの破壊要因から自然を守ること。	出典：上段「生態学辞典」築地書館株式会社 下段「生物学辞典」岩波書店